

補正予算案

第三次で復興・円高対応の雇用対策に六五〇〇億円を要求

トピックス

3

二〇一一年度厚生労働省第三次補正予算案の概要が明らかとなった。予算案で掲げられた事業の柱は「東日本大震災に係る復興支援」と「復興・円高対応のための雇用対策」。特別会計も含め、総額約六五〇〇億円を見込む。

うち、主に雇用関連の事業をまとめた「復興・円高対応のための雇用対策」では、被災地で安定的な雇用を生み出すため、地方自治体に設置された基金の積み増しに一五〇億円を計上するほか、震災や円高の影響で職を失った人々への緊急雇用対策として、二〇〇億円を要求する。

被災者の安定雇用に一五〇億円

被災地で今後、成長が見込まれる産業分野で雇用を創出するため、〇九年の二次補正で創設された「重点分野雇用創出事業」の基金（事業規模四〇〇〇億円）に新たに一五〇億円を積み増す。この基金を基に被災地で安定的な雇用をつくり出すため、将来、雇用創出の中核となることが期待される事業をおこし、被災者を雇用した場合に支援を行う「事業復興雇用創出事業」を創設する。

被災地で高齢者から若者への技能伝承や女性や障がい者などの活用といった、モデル性が高く、将来的に事業として独立して、新たな雇用が生み出せ

る事業を地方自治体が民間企業やNPOなどに委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」も新たに実施する。

失業者の雇用機会創出には二〇〇億円

震災や円高の影響で職を失った人々に雇用機会を創出するため、二〇〇〇億円を投じる。二〇一一年度の補正予算で創設された「震災対応事業」を拡充、延長するが新たに「震災等緊急雇用対応事業」を行う。具体的には仮設住宅における高齢者の見守りや子どもの一時的預かりなどの事業を地方自治体が直接、または民間企業やNPOに委託して実施する。

雇調助拡充や新卒者の支援を

「震災や円高の影響を受けた者への就職支援」としては、二四二億円を計上した。円高の影響で事業縮小を余儀なくされた企業が従業員を解雇せずに雇用を維持した場合に支給される「雇用調整助成金」について、支給要件を緩和する。これまで最近三カ月の生産量を基に支給の可否を判断していたが、これを一カ月に短縮する。また、被災者を一〇人以上雇用する企業には奨励金の上乗せを行うことも打ち出した。

震災や円高の影響で新卒者の就職環

境が悪化していることから、卒業後二年内の被災地学生を雇用した場合の奨励金について、支給期間を延長する。ハローワークで学生の支援にあたるジョブサポーターも増員する。

震災後、被災した障がい者を六カ月間の有期雇用として採用し、実習、座学を通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後正規で雇い入れた場合に支給される「正規雇用奨励金」を拡充する。さらに被災地の「障害者就業・生活支援センター」で、障がい者にきめ細かな就職支援を行う「就職支援担当者」を増員するほか、障がい者が採用された職場に向いて、職場に適應できるように支援するジョブコーチの数も増やす。

被災地などで長期間、失業している人を支援するため、民間職業紹介事業者への委託により、キャリアコンサルタントや就労支援セミナーを行う。

被災地でがれき処理などの復興工事にあたる建設事業主が教育訓練や雇用の改善を行う場合に支給される助成金の助成率の引き上げを行うほか、失業者向けに合宿形式による短期集中型の建設技能訓練に対し支援を行う。

公的職業訓練の充実も

被災地のハローワークに被災地以外

から応援の職員を派遣することで窓口の機能を強化するほか、復旧事業を注する企業の積極的な開拓や被災者を職業訓練に誘導するなどの対策には一六億円を計上する。

職業訓練の拡充には一五六億円を投じる。被災地の復旧・復興に必要な人材や環境・エネルギーなど今後成長が見込まれる分野で人材育成を進めることを視野に入れ、職業訓練の内容を見直すとともに規模を拡大する。被災地の復旧・復興や円高の影響を受けた企業が新たな事業展開を行うのに必要な人材育成を行う事業主に対して支給する「キャリア形成助成金」の助成率を引き上げる。

円高による産業の空洞化を防止するため、成長分野の企業が、成長分野以外の産業から労働者を移籍により、受け入れ、職業訓練を行う場合に助成を行う。また、大学院での先進的、高度な教育訓練により、地域の産業の高度化や新たな産業の創出を担う中核人材の育成に取り組む中小企業の事業主に對し、授業料や住居費などの助成を行う。

このほか、労働者の労働条件の確保には七八〇〇万円を要求する。被災地で労働条件について労使からの相談に対応するため、労働基準監督署の体制を強化する。

（調査・解析部）